

茨城県障害福祉事業所等サービス継続支援事業補助金に関するQ&A

更新日：令和 8 年 7 月16日

No.	分類	質問	回答
1	対象施設・事業所	補助金の対象となる施設・事業所は。	交付要項別表 2 の補助対象施設・事業所の種別をご確認ください。
2	対象施設・事業所	水戸市の指定を受けている事業所も対象となるか。	対象となります。
3	対象施設・事業所	施設・事業所が茨城県内であれば、本社所在地が他県でも対象となるか。	対象となります。
4	対象施設・事業所	国や地方公共団体が設置する施設も補助対象となるか。	対象となります。
5	対象施設・事業所	みなし指定や基準該当事業所は補助対象となるか。	対象となりません。
6	対象施設・事業所	休止中の施設・事業所は補助対象となるか	対象となりません。
7	対象施設・事業所	同一事業所にて複数の対象サービスの指定を受けている場合、それぞれが補助対象となるか。	それぞれが補助対象となります。
8	対象施設・事業所	令和 8 年 7 月 1 日に新規指定を受ける場合、対象となるか。	交付申請時点で指定を受けていることが条件であるため、7 月 1 日付けで指定を受けたのち、交付申請期間中に申請することは可能です。
9	対象施設・事業所	近々事業所を廃止する予定だが、対象となるか。	本補助金は、障害福祉サービスを円滑に継続するための支援が目的となりますので、事業を継続する意思がない場合申請はご遠慮ください。
10	対象施設・事業所	指定を受けているが、利用者がおらずサービス提供の実態がない場合、対象となるか。	本補助金は、障害福祉サービスを円滑に継続するための支援が目的となりますので、サービス提供の実態がない場合申請はご遠慮ください。
11	補助対象経費	要項において「居住・通所系サービス事業所、訪問系サービス事業所」の対象経費の例としてアとイ、「入所系、居住・通所系サービス事業」の対象経費の例としてウが記載されているが、訪問系サービス事業所は、ウの経費は補助対象外となるのか。	あくまで対象経費の例として示したものであり、補助事業の趣旨目的に反しないものであれば、各施設・事業所の実情に応じて必要な物品の購入経費に充当することが可能です。 なお、本補助金は、送迎に係る経費や物品購入費用について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認められません。
12	補助対象経費	対象経費に記載されていない備品は対象外か。	補助金の目的に即したものであれば対象となります。ただし、購入した備品・物品の用途等について、県から求めがあった場合に速やかに説明できるよう、整理をお願いいたします。
13	補助対象経費	過去に購入したものは補助対象になるか。	対象となりません。交付決定を受けた後に購入した物品等が補助対象になります。
14	補助対象経費	消費税は補助対象となるか。	対象となりません。申請の際は、消費税等を含まない金額を記入してください。
15	補助対象経費	取得費用が50万円以上となる物品等の購入を認めない理由は。	本補助金は、障害福祉サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が50万円以上となる物品等は補助対象外としています。なお、複数の物品を組み合わせる補助単価を超えることは、問題ありません。その場合は、補助単価を上限とした補助となります。
16	補助対象経費	燃料費、有料道路通行料等はいつからいつまでの期間の経費が補助対象となるか。	交付決定日から実績報告書の提出日までの期間が対象となります。なお、交付決定は 7 月中旬以降を予定しております。
17	補助対象経費	「災害備蓄等への対応」に関して、ローリングストック用の消耗品等を用意するための初期費用は対象となるか。	ローリングストックの初期費用は補助対象に含まれます。 ただし、ローリングストック用の消耗品等の備蓄物資を平時に使用した分の補充については、対象となりません。

18	申請	申請は施設・事業所単位か、法人単位か。	申請は法人単位で行ってください。
19	申請	郵送での申請は可能か。	申請フォーム（オンライン）による提出を基本としますが、申請フォームが利用できない場合は、事務局への郵送も可とします。
20	申請	入所系の定員数の基準日は。	令和８年６月１日時点の定員数で申請してください。
21	申請	同一事業所にて複数の対象サービスの指定を受けている場合の実施計画書（個票）の記載方法は。	各サービスごとに個票を分けて作成してください。
22	申請	交付申請の際、申請額の根拠書類（見積書等）の添付は必要か。	見積書等の添付は不要ですが、申請内容の確認に当たって提出を求める場合があるため、適切に保管してください。
23	申請	補助金が振り込まれる金融機関の口座は法人名義以外のものでもよいか。	申請者と異なる口座名義の場合お支払いができません。
24	申請	交付決定通知の送付はいつ頃か。	令和８年７月下旬以降を予定しております。
25	申請	交付決定通知を受けた後、事情の変更により交付申請時の物品を購入できない場合、代替品へ変更することは可能か。	変更申請書の提出が必要となります。事務局までご相談ください。
26	申請	実績報告の際、支出の根拠書類の添付は必要か。	領収書等の写し及び購入した物品の写真を添付してください。なお、燃料費等で写真撮影が困難なものについては、領収書等の写しのみで結構です。